

省

令

○厚生労働省令第四十六号
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条第二項及び第十三条第一項の規定に基づき、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十九日

（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正）
第一条 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十一号）の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 武見 敏三

(傍線部分は改正部分)

	別表	改	正	後
--	----	---	---	---

	別表	改	正	前
--	----	---	---	---

(一) 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正

(二) 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳の成分規格並びに製造及び保存の方法の基準

(1) 牛乳

1 成分規格

無脂乳固形分 八・〇%以上

乳脂肪分 三・〇%以上

比重 (摂氏一五度において) 一・〇二八以上

酸度 (乳酸として)

ジャージー種の牛の乳のみを原料とするもの以外のもの ○・一八%以下

ジャージー種の牛の乳のみを原料とするもの ○・一〇%以下

細菌数 (標準平板培養法で一ml当たり) 五〇、〇〇〇以下 (ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないもの (2) 製造の方法の基準に規定する摂氏一〇度以下で保存することを要しないものをいう。この(1)において同じ。) を除く。)

大腸菌群 隆性 (ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものを除く。)

発育し得る微生物 隆性 (ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものに限る。)

2 製造の方法の基準

保持式により摂氏六三度で三〇分間加熱殺菌するか、又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法で加熱殺菌すること。ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないもの (常温保存可能品 (牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳又は乳飲料のうち、連続流動式の加熱殺菌機で殺菌した後、あらかじめ殺菌した容器包装に無菌的に充填したもの)を除く。) 又は充填後殺菌製品 (牛乳、成分

保持式により摂氏六三度で三十分間加熱殺菌するか、又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法で加熱殺菌すること。

4

(6)	無脂肪牛乳
1 成分規格	無脂乳固形分 八・〇%以上
細菌数 (標準平板培養法で一ml当たり) ○・五%未満	細菌数 (標準平板培養法で一ml当たり) 五〇、〇〇〇以下 (ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものを除く。)
比重 (摂氏一五度において) 一・〇三三以上	酸度 (乳酸として) ○・二一%以下
大腸菌群 隱性 (ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものを除く。)	大腸菌群 隱性 (ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものを除く。)
発育し得る微生物 隱性 (ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものに限る。)	発育し得る微生物 隱性 (ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものに限る。)
2 (略)	2 (略)
(7) 加工乳	1 成分規格
無脂乳固形分 八・〇%以上	酸度 (乳酸として) ○・一八%以下
細菌数 (標準平板培養法で一ml当たり) 五〇、〇〇〇以下 (ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものを除く。)	細菌数 (標準平板培養法で一ml当たり) 五〇、〇〇〇以下 (ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものを除く。)
大腸菌群 隱性 (ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものを除く。)	大腸菌群 隱性 (ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものを除く。)
発育し得る微生物 隱性 (ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものに限る。)	発育し得る微生物 隱性 (ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものに限る。)
2・3 (略)	2・3 (略)
乳製品の成分規格並びに製造及び保存の方法の基準	乳製品の成分規格並びに製造及び保存の方法の基準
2 製造の方法の基準	2 製造の方法の基準
牛乳のうち、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものの例による」と。	牛乳のうち、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものの例による」と。
1 成分規格	1 成分規格
細菌数 (標準平板培養法で1ml当たり) 三〇、〇〇〇以下 (ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものを除く。)	細菌数 (標準平板培養法で1ml当たり) 三〇、〇〇〇以下 (ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものを除く。)
大腸菌群 隱性 (ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものを除く。)	大腸菌群 隱性 (ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものを除く。)
発育し得る微生物 隱性 (ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものに限る。)	発育し得る微生物 隱性 (ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものに限る。)
3 (略)	3 (略)
(27) 25 ・ (26) 3 乳飲料	(27) 25 ・ (26) 3 乳飲料
(略)	(略)

(6) 無脂肪牛乳 成分規格	1 無脂乳固形分 八・〇%以上 2 乳脂肪分 ○・五%未満 3 比重 (摂氏一五度において) 一・〇三二以上 4 酸度 (乳酸として) ○・二一%以下 5 細菌数 (標準平板培養法で一皿当たり) 五〇、〇〇〇以下
大腸菌群 陰性 (新説)	
1 加工乳 (新設)	1 成分規格 2 加工乳 (略)
2 成分規格 (略)	1 乳製品の成分規格並びに製造及び保存の方法の基準 2 保有性のある容器に入れ、かつ、摂氏百二十度で四分間加熱殺菌する方法又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法により加熱殺菌すること。ただし、常温保存可能品にあつては、この限りでない。
3 製造の方法の基準 (略)	1 発育し得る微生物が陰性でなければならない。ただし、常温保存可能品にあつては、この限りでない。
4 成分規格 5 乳飲料 (略)	1 保有性のある容器に入れ、かつ、摂氏百二十度で四分間加熱殺菌する方法又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法により加熱殺菌すること。ただし、常温保存可能品にあつては、この限りでない。
6 細菌数 (標準平板培養法で一ml当たり) (新設)	1 細菌数 (標準平板培養法で一ml当たり) 三〇、〇〇〇以下
7 大腸菌群 陰性	

9 (略)
削る

別記一～別記四 (略)

(2) (5) (略)
常温保存可能品及び充填後殺菌製品

1 発育し得る微生物の試験法

a・b (略)

(食品衛生法施行規則の一部改正)
食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後 改 正 前

第八条 法第十条第二項の厚生労働省令で定める製品は、次のとおりとする。
(略)

一 乳(乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和二十六年厚生省令第五十二号)第二条第一項に規定する乳をいう。次条第一号、第九号及び第十号において同じ。)及び乳製品(同令第二条第十三項に規定する乳製品のうち、バター・オイル、チーズ(プロセスチーズに限る。)、アイスクリーム類、調製粉乳、調製液状乳、乳酸菌飲料及び乳飲料を除くものをいう。次条第九号及び第十号において同じ。)

第八条 法第十条第一項の厚生労働省令で定める製品は、次のとおりとする。
(略)

一 乳(乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和二十六年厚生省令第五十二号)第二条第一項に規定する乳のうち、同令別表の二「乳等」の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部)牛乳 特別牛乳 殺菌山羊乳 成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳の成分規格並びに製造及び保存の方法の基準の款(1)の3に規定する常温保存可能品を除くものをいう。次条第一号、第九号及び第十号において同じ。)及び乳製品(同令第二条第十二項に規定する乳製品のうち、バター・オイル、チーズ(プロセスチーズに限る。)、アイスクリーム類、調製粉乳、調製液状乳、乳酸菌飲料及び乳飲料を除くものをいう。次条第九号及び第十号において同じ。)

(傍線部分は改正部分)

10 | 9 (略)
乳のアルコール試験法

試料二皿を小型ペトリー皿に採り、これに試料と同容量の七〇% (V/V) エタノールを加えて混和し、凝固物の生成の有無を観察する。肉眼で凝固物を認めない場合をアルコール試験陰性とする。

別記一～別記四 (略)

(2) (5) (略)
調製液状乳

1 微生物の試験法

a・b (略)

附 则
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(以下「旧乳等省令」という。)別表二の(1)の3の規定により厚生労働大臣が認めた常温保存可能品については、この省令による改正後の乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(以下「新乳等省令」という。)の規定にかかるわらず、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して六月を経過する日以前に製造され、又は輸入されたものを加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り、なお従前の例によることができる。

2 乳飲料のうち、旧乳等省令別表二の(1)の3の保存性のある容器に入れ、かつ、摄氏百二十度で四分間加熱殺菌する方法又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法により加熱殺菌したもの(成分規格については、新乳等省令別表二の(1)の初の1の規定にかかるわらず、施行日から起算して六月を経過する日までの間に限り、なお従前の例によることができる。)

3 乳の処理及び乳製品の製造に際し乳又は乳製品を殺菌する場合の自記温度計の記録については、新乳等省令別表二の(1)の3の規定にかかるわらず、施行日から起算して六月を経過する日までの間に限り、なお従前の例によることができる。

○農林水産省令第二号

農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)第十一条において準用する土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十八条第三項の規定に基づき、農住組合法施行規則の一部を改正する省令を次のとおり定める。

令和六年三月十九日

農林水産大臣 坂本 哲志
国土交通大臣 斎藤 鉄夫